

食用精製加工油脂の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和5年10月24日
農 林 水 産 省

この度、「食用精製加工油脂の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第5条において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）を、以下のとおり改正することとしており、本件意見公募は、「食用精製加工油脂の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報等を考慮した上で、日本農林規格調査会の審議に付すことを目的として行うものです。

- ・融点の表示について整数値1点だけでなく、幅を持たせた表示も可能とする改正
- ・国際標準化機構（ISO）の規格様式に合わせた様式の改正

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- （1）e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

- （2）農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室において配布

3 意見・情報の提出方法

- （1）e-Govの意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

- （2）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和5年10月24日～令和5年11月22日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- ・食用精製加工油脂の日本農林規格の一部改正案